

みどり園改築等 P F I 事業

要求水準書

平成 2 2 年 5 月 3 1 日

東葛中部地区総合開発事務組合

目 次

第1 総則	1
1 要求水準書の目的	1
2 要求水準書の位置付け	1
3 要求水準書の遵守	1
4 要求水準書の変更	1
5 留意事項	1
第2 業務概要	2
1 事業の目的	2
2 業務の範囲	2
3 事業期間	6
4 事業に必要と想定される根拠法令等	6
5 敷地条件及び規模	7
6 既存施設の概要	8
7 既存施設の運営状況	9
第3 施設の設計・建設に関する基本的考え方	10
1 施設整備の方向性	10
2 施設規模	11
3 各業務の概要	11
4 施設の要求性能	11
5 建替条件	16
6 施設整備業務に関する要求事項	16
第4 施設の維持管理・運営に関する基本的考え方	18
1 運営基本方針	18
2 基本事項	19
3 施設維持管理の要求性能	21
4 運営の要求性能	22

第1 総則

1 要求水準書の目的

本要求水準書は、東葛中部地区総合開発事務組合（以下「組合」という。）が、みどり園改築等PFI事業（以下「本事業」という。）の実施に当たって、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき本事業を実施するものとして選定された者（以下「選定事業者」という。）に要求する本業務において達成しなければならない業務の水準を示すものであり、本事業の適正かつ確実な実施の確保を図ることを目的とする。

2 要求水準書の位置付け

本要求水準書は、組合が本事業に求める最低水準を規定するものであり、応募者は具体的な特記仕様のある内容についてはこれを遵守し、その他特別に規定のない内容については、積極的に創意工夫を凝らした提案を行うこととする。

3 要求水準書の遵守

選定事業者は本事業の事業期間にわたって要求水準書を遵守しなければならない。組合は、選定事業者による本事業の適正かつ確実な実施を確保するため、事業契約書に記載された事項に基づき業務のモニタリング及び改善要求を行うものとする。

4 要求水準書の変更

(1) 優先適用

選定事業者の提案内容における水準が、要求水準書に示された水準を上回るときは、当該提案内容における水準を本事業の要求水準として優先的に適用されるものとする。

(2) 事業期間中の変更

組合は、本事業の事業期間中に要求水準の見直しを行い、その変更を行うことがある。組合は、要求水準の変更を行う場合は、事業契約書の定めるところにより要求水準書を変更し、当該変更に伴う事業費の変更及び事業契約金額の変更を行う。

5 留意事項

選定事業者は、本事業を実施するに当たり、特に以下の事項に留意すること。

- ・ 業務を確実、円滑に実施するための実施体制を構築するとともに、組合との円滑な連携体制を確保すること。
- ・ 事業に付随するリスクを適切に把握し、リスク分担・管理方法、事前回避・防止策、顕在時の対応策を明確するとともに、リスク顕在時には適切な対応をとること。
- ・ 地元企業との協力や雇用、備品・資材調達など、地域経済の活性化に寄与すること。

第2 業務概要

1 事業の目的

みどり園は、柏市、流山市、我孫子市から構成する東葛中部地区総合開発事務組合（以下「組合」という。）が昭和57年に開園した知的障害者の支援施設で、開園から27年が経過し施設の老朽化や、利用者の重度重複化、高齢化、長期滞留化などの問題が顕著となっている。また運営に関しては、構成市からの負担金依存度が高く、収支の健全化が課題とされてきた。このため、経費節減と経営の効率化が求められる一方、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス体系の再編により、障害者の地域生活移行の推進など大きく変動する障害保健福祉施策への対応に迫られ、みどり園のあり方について見直しが行われることとなった。

平成17年、第三者委員、当事者代表委員、構成市委員、構成市管理者による「みどり園あり方検討委員会」が開催され、その際、「みどり園は将来、民営化が望ましい」との結論を得た。この結論を踏まえ、平成18年、第三者委員による「みどり園民営化等検討委員会」が設置され、再度、民営化等に関わる課題についての検討が行われた。

さらに平成18年に構成市管理者等による「みどり園民営化に関する構成市検討会」が開催され、構成市におけるみどり園の位置付けや今後期待される機能、経営上の諸課題に対する構成市の意向等を総合的に検討し、民営化することが望ましいとの結論に至った。

「みどり園民営化に関する構成市検討会」の結論を受けて、みどり園の運営主体である組合は、平成19年10月に「みどり園民営化基本方針」を策定し、平成21年2月には、「みどり園民営化基本方針」を改定した。

本事業は、みどり園の完全民営化を前提に、急激な環境の変化による利用者や保護者への心理的負担に配慮し、民間経営のノウハウを活用した公共事業であるPFIによって、老朽化した施設の建替えと新施設の維持管理運営を行うことを目的とする。

2 業務の範囲

本事業は、PFI法に基づき、選定事業者が新たにみどり園（新たに設置するケアホームを含む。）を設計、解体、建設し、維持管理・運営業務を遂行することを事業の範囲とする。

対象となる事業の範囲は、次のとおりとする。

(1) 施設整備業務

- ア 事前調査及び関連業務
- イ 設計業務及び関連業務
- ウ 建設業務及び関連業務（外構工事を含む。）
- エ 既存施設解体業務
- オ 工事監理業務
- カ 備品調達・設置業務
- キ 周辺家屋影響調査及び近隣対策業務
- ク 電波障害調査及び対策業務
- ケ 各種申請等業務

(2) 維持管理業務

ア みどり園並びにケアホームの維持管理業務

- (ア) 建物保守管理業務
- (イ) 建築設備保守管理業務
- (ウ) 備品保守管理業務
- (エ) 植栽・外構施設保守管理業務
- (オ) 清掃業務
- (カ) 警備業務

(3) 運営業務

ア みどり園並びにケアホームの庶務事務

- (ア) 用度事務
- (イ) 連絡調整
- (ウ) 文書收受・管理・廃棄
- (エ) 物品購入
- (オ) 緊急対策
- (カ) 広報・図書等
- (キ) その他庶務

イ みどり園並びにケアホームの給食業務

- (ア) 栄養管理業務
- (イ) 調理作業管理業務
- (ウ) 材料管理業務
- (エ) 労務管理業務
- (オ) 給食施設等管理事務
- (カ) 衛生管理業務
- (キ) 食事支援業務

ウ みどり園並びにケアホームの洗濯業務

- (ア) リネン回収業務
- (イ) リネン洗濯業務
- (ウ) リネン配布業務
- (エ) リネン以外洗濯業務

エ みどり園並びにケアホームの利用者支援業務

- (ア) 生活介護
- (イ) 施設入所支援
- (ウ) 短期入所

(工) 共同生活介護

才 運営引継ぎ業務

(ア) 維持管理業務

維持管理業務

業務名	業務内容	平成 24 年度		平成 25 年度	
		組合	民間事業者	組合	民間事業者
建物保守管理業務	建物，駐車場の保全・修繕				
建築設備保守管理業務	電気・空調・給排水衛生設備の運転，監視，点検，保全，修繕等 防災・防犯設備等の保全業務				
備品保守管理業務	備品の点検，保守，修繕				
植栽・外構施設保守管理業務	外構部分の清掃・植栽管理				
清掃業務	建物内・外部の日常，定期清掃				
警備業務	施設内・駐車場警備				

(イ) 運営業務

庶務事務

業務名	業務内容	平成 24 年度		平成 25 年度	
		組合	民間事業者	組合	民間事業者
用度事務	事務用備品・消耗品類の購入				
連絡調整	保護者，嘱託医師及び医療機関との連絡調整				
文書収受・管理・廃棄	文書の収受，保存管理及び廃棄				
物品購入	物品購入				
緊急対策	防災計画策定，訓練実施，防災委員会開催				
広報・図書等	広報紙の編集発行・図書管理・施設利用受付等				
その他庶務	その他庶務				

給食業務

業務名	業務内容	平成 24 年度		平成 25 年度	
		組合	民間事業者	組合	民間事業者
栄養管理業務	献立作成				
	食数の指示・管理，食札の作成，給食委員会の開催・調整				
調理作業管理業務	調理・盛付け，食器洗浄消毒，管理点検記録の作成・確認				
	配膳・下膳				
材料管理業務	給食材料の検品，給食材料の保管・在庫管理，給食材料の使用状況の確認				
	給食材料の調達，給食材料の出納事務，支出調整，予算管理				
労務管理業務	勤務表の作成，業務分担・従事者配置表の作成				
給食施設等管理業務	給食施設・設備の保守点検，調理器具・食器等の保守点検，厨房内清掃				
衛生管理業務	給食材料・施設・設備（調理器具・食器等）の衛生管理				
食事支援業務	-				

洗濯業務

業務名	平成 24 年度		平成 25 年度	
	組合	民間事業者	組合	民間事業者
リネン回収業務				
リネン洗濯業務				
リネン配布業務				
リネン以外洗濯業務				

利用者支援業務

業務名	業務内容	平成 24 年度		平成 25 年度	
		組合	民間事業者	組合	民間事業者
生活介護	個別支援計画の作成，生活全般支援，日中活動支援，余暇支援，利用者の保健衛生・健康管理，利用者の金銭出納管理，日常生				
施設入所支援					

短期入所	活上の相談支援，地域交流・ボランティア活動等				
共同生活介護		-	-		

共同生活介護の開始時期は，平成26年1月からとする。

(4) 提案事業

選定事業者は，(1)から(3)の業務の実施に支障が生じない限りにおいて，本施設の機能，職員等を活用して，提案により地域において日常生活を営む障害者等への支援を行う事業を，選定事業者の独立採算により実施することができる。但し，提案事業の実施は任意であり応募に当たり提案しないことも可能とする。

提案事業の実施について，千葉県等の関係機関との事前調整が必要なものについては，応募者の責任と費用において実施するものとする。

3 事業期間

本事業の事業期間は，次のとおりとする。

- ・ 施設整備期間 契約締結日から平成26年3月まで
- ・ 維持管理期間 平成24年4月から平成41年3月まで
- ・ 運営引継期間 平成26年1月から平成26年3月まで
- ・ 運営期間 平成26年4月から平成41年3月まで
- ・ 事業期間終了後の措置 事業期間終了後に完全民営化することを前提にしている。

4 事業に必要と想定される根拠法令等

- ・ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）
- ・ 障害者基本法（昭和45年法律第84号）
- ・ 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）
- ・ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）
- ・ 建築基準法（昭和25年法律第201号）
- ・ 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- ・ 都市計画法（昭和43年法律第100号）
- ・ 消防法（昭和23年法律第186号）
- ・ 下水道法（昭和33年法律第79号）
- ・ 水道法（昭和32年法律第177号）
- ・ 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- ・ 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- ・ 騒音規制法（昭和43年法律第98号）
- ・ 振動規制法（昭和51年法律第64号）
- ・ 高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）
- ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）

- ・ エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）
 - ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
 - ・ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
 - ・ 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員，設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）
 - ・ 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）
 - ・ 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）
 - ・ 千葉県福祉のまちづくり条例（平成8年千葉県条例第1号）
 - ・ その他関係法令
- * 以上の法令に関するすべての関連施行令・規則等についても含むものとし，また本事業を行うに当たり必要とされるその他の条例並びに関係法令等についても遵守のこと。

5 敷地条件及び規模

- (1) 計画位置：千葉県我孫子市中峠 2310 番地，2291 番地
- (2) 敷地面積：18,539.00 m²（ A：12,781.00 m² + B：5,758.00 m²）
A：現在管理棟，居住棟のある敷地，B：現在作業棟，訓練棟がある敷地
- (3) 区域区分：市街化調整区域（都市計画区域内）
- (4) 形態規制：建ぺい率：60%，容積率 200%
道路斜線：距離 25m，数値 1.5
隣地斜線：20m + 1.25
防火地域：指定なし
2 2 条指定区域内
- (5) 道路幅員：北側道路：市道 34-089 号線 5.0m
中央道路：市道 34-134 号線 9.4m
- (6) インフラ状況：上水道：市道 34-134 号線の一部及び敷地内に上水管（H1VP100mm）あり。
下水道：下水管の敷設はなし。現在は浄化槽利用。
ガス：都市ガスの敷設はなし。現在はプロパンガス利用。
電気：埋設管の敷設はなし。現在は敷地南側の布湖排水路を挟んだ対岸の高圧架空ケーブルより引き込み。
電話：埋設管の敷設はなし。敷地南側の布湖排水路を挟んだ対岸にメタル架空ケーブル及び光架空ケーブルあり。現在はメタルケーブルより引き込み。

6 既存施設の概要

(1) 施設構成

敷地	建物名称	床面積 (㎡)	建築面積 (㎡)
A	管理棟	1220.20	951.08
A	A棟	803.54	812.88
A	B棟	808.30	817.64
A	ガレージ	38.10	38.10
A	渡り廊下	264.70	264.70
A	C棟	1020.04	528.42
A	洗濯場	60.00	60.00
A	倉庫その他	71.68	71.68
A敷地小計		4286.56	3544.50
B	訓練棟(体育館)	901.14	901.87
B	作業棟	465.75	465.75
B	屋外便所	14.40	14.40
B	作業所	115.00	115.00
B敷地小計		1496.29	1497.02
合計		5782.85	5041.52

(2) 各棟の特性

現在、みどり園の施設は、居住棟、管理棟、作業棟、サービス棟、訓練棟によって構成され、利用者の生活の場である居住棟は、A棟、B棟、C棟の3棟に分かれている。それぞれの棟には、次のような特性がある。

< 各棟の特性 >

棟名	主な利用者特性	支援内容
A棟	障害程度が重度の利用者	基礎訓練を中心にした日常生活支援
B棟	高齢者、身体面の支援が必要な利用者	自主性とQOLに配慮した支援
C棟	自立度が比較的高い利用者	生活能力と自主性を高める支援

(3) 居室利用状況

平成22年4月現在における居室の利用状況は、次のとおりである。

利用形態	部屋数	利用人数
1名利用	41	41
2名利用	10	20
3名利用	8	24
4名利用	4	16
計	63	101

7 既存施設の運営状況

(1) 利用者の状況

平成22年4月現在の利用者状況は、次のとおりである。

なお、平成25年度末までに利用定員の削減を進める予定である。

< 利用者の障害程度区分別状況 >

障害程度区分	人数 (人)	援護実施機関別人数 (人)				障害程度区 分別構成比 (%)
		柏市	流山市	我孫子市	構成市外	
区分6	45(14)	22(5)	13(4)	9(5)	1	44.6
区分5	29(1)	21(1)	4	4	0	28.7
区分4	20	12	3	5	0	19.8
区分3	7	3	0	4	0	6.9
区分2	0	0	0	0	0	0.0
区分1	0	0	0	0	0	0.0
計	101(15)	58(6)	20(4)	22(5)	1	100.0

()内は重度障害者支援加算対象者で内数。区分3のうち1人は経過措置該当者を含む。

< 利用者の利用期間状況 >

利用期間	人数 (人)	構成比 (%)
25年以上	41	40.6
24～20年	20	19.8
19～15年	17	16.8
14～10年	3	3.0
9～5年	13	12.9
5年未満	7	6.9
計	101	100.0

< 利用者の性別・年齢別状況 >

単位：人 / %

年齢	20～ 29歳	30～ 39歳	40～ 49歳	50～ 59歳	60～ 69歳	70歳 以上	計
男	3	15	22	13	2	1	56
女	1	9	16	11	6	2	45
計	4	24	38	24	8	3	101
構成比	3.9	23.8	37.6	23.8	8.0	2.9	100.0

平均年齢 男：44.1歳 女：47.8歳

利用者の状況の詳細は参考資料「利用者の障害程度区分別性別年齢構成」に示す。

第3 施設の設計・建設に関する基本的考え方

1 施設整備の方向性

みどり園民営化基本方針においては、サービス提供に当たっての配慮事項を次のとおり定めている。

(1) 人権尊重

個人の尊厳を重んじ、生命、健康を守り、個性を理解し、その人らしく豊かに生活していけるよう支援する。

(2) 権利擁護

利用者や家族が、苦情や意見を自由に表現できる機会を設けるとともに、外部有識者等の第三者により構成される苦情処理機関を設置し、利用者の権利擁護体制を整備する。また、成年後見制度の積極的な活用も検討する。

(3) 支援の個別化

利用者の個別支援計画策定に当たっては、利用者の自主性と自己決定を尊重し、利用者が地域の一員として尊厳ある生活が実現できるよう支援する。

(4) 関係機関との連携

利用者の社会的自立を図るため、就労関係機関等との連携を深めるとともに、地域生活への円滑な移行を進めるために、構成市及び相談支援事業者等の関係機関との連携を図る。

(5) 地域に密着した運営

地域社会との交流と連携を深め、「地域に親しまれる施設」として運営する。

以上を踏まえ、施設の整備については、次の事項に配慮すること。

- ・ 重度知的障害者等の施設であることや新体系サービスに対する配慮を行う。
- ・ 利用者のプライバシーの確保や生活の質を高める観点から、利用者の個々の状況を勘案しつつ、居室の個室化を進める。
- ・ 個室とリビング等の共用スペースを一体的に配置する等、利用者同士の交流が生まれやすい構造とすること。
- ・ 利用者の高齢化等への配慮や車椅子での生活がスムーズに行えるための居室、廊下、トイレ、浴室等の広さや手すり等の設置等、ユニバーサルデザインの考えを導入する。
- ・ 地域生活移行の推進及び障害の特性に応じた小グループでの生活支援を図るため、ユニット型式等生活単位の小規模化に配慮する。
- ・ 利用者の日中活動の場及び地域との交流の場を確保する観点で整備を行う。
- ・ 長年にわたり蓄積してきた地元住民との関係を踏まえ、近隣との調和がとれた景観の確保に配慮する。また、共同生活介護（ケアホーム）の施設については、地域生活移行の観点から一般住宅を連想させるデザインを取り入れる。

2 施設規模

用 途		規 模
障害者支援施設	生活介護	100名
	施設入所支援	80名
	短期入所	5名
共同生活介護（ケアホーム）		20名

生活介護の100名は、施設入所支援80名と共同生活介護の20名。

短期入所5名は、本体施設への併設事業所。

ケアホームの設置場所については、B敷地（現在作業棟，訓練棟がある敷地）を予定している。

現在B敷地に設置しているプールについては、選定事業者において解体・撤去するものとし、新施設において整備する必要はない。

3 各業務の概要

(1) 業務の対象

選定事業者は、要求水準書，事業者提案等に基づき，本施設を整備するために必要な以下の業務を行う。

ア 事前調査及び関連業務

イ 設計業務及び関連業務

ウ 建設業務及び関連業務（外構工事を含む。）

エ 既存施設解体業務

オ 工事監理業務

カ 備品調達・設置業務

キ 周辺家屋影響調査及び近隣対策業務

ク 電波障害調査及び対策業務

ケ 各種申請等業務

(2) 業務期間

施設整備業務の期間は、事業契約締結日を始期とし、平成26年3月末を終期とする。

具体の業務期間については、事業全体のスケジュールに整合させ事業者が計画し、事業者提案に基づき事業契約書において定める。

4 施設の要求性能

(1) 基本事項

施設整備においては、「障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員，設備及び運営に関する基準」及び「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準」並びに「障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員，設備及び運営に関する基準について（障発第0126001号 平成19年1月2

6日、一部改正 障発第 0331033 号 平成 21 年 3 月 31 日)」及び「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（障発第 1206001 号 平成 18 年 12 月 6 日、一部改正 障発第 0331032 号 平成 21 年 3 月 31 日)」を遵守すること。

ア 要求事項

(ア) 障害者支援施設

配置計画

- ・管理・サービス部門，作業・訓練室及び居住スペース等は，一体型の施設とすること。但し，廊下で接続するなど一体的な利用が可能であれば，複数棟とすることも可能とする。
- ・1ユニット20名（10名+10名）とするユニット型の導入を図り，2ユニットを1単位としたゾーン構成とすること。
- ・男女比の変化等にフレキシブルな対応が可能な施設構造又は居室配置とすること。
- ・作業スペースと入居スペースは近接して配置すること。
- ・個室，食堂・居間，浴室，洗面所，便所，多目的スペース，スタッフステーション，保健（静養）室，洗濯・乾燥室等からなるユニット構成とすること。

延床面積

- ・応募者の提案による。

階数

- ・1階建て又は2階建てとする。2階建ての場合は，利用者の安全に配慮するものとし，ユニットごとにエレベーターを設置すること。

(イ) 共同生活介護（ケアホーム）

配置計画

- ・ユニット数は，2～4程度とし，ユニットごとに別棟とすること。
- ・男女比の変化等にフレキシブルな対応が可能な施設構造又は居室配置とすること。

延床面積

- ・応募者の提案による。

階数

- ・1階建てとする。

イ 諸室の性能

本施設の性能は，法令及び基準等に定める性能を最低限確保したうえで，選定事業者の自由な提案により利用者の快適な生活を実現するものとするが，次の性能に関しては要求性能以上のものとする。

< 障害者支援施設 >

室名	要求性能
居室	<ul style="list-style-type: none"> ・居室は個室(1名)とし,2名部屋を1ユニットに2室設置すること。 ・短期入所用個室は各ユニットに分散させること。 ・地階に設けてはならないこと。 ・利用者1名当たりの床面積は,収納設備等を除き,9.9㎡以上とすること。 ・寝台又はこれに代わる設備を備えること。 ・1以上の出入口は,避難上有効な空地,廊下又は広間に直接面して設けること。 ・必要に応じて利用者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。 ・ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
食堂・居間	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニットごとに2室設置すること(10名ごとに1室利用)。 ・食事の提供に支障がない広さを有すること。 ・必要な備品を備えること。
浴室 (脱衣室を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニットごとに1室設置すること。 ・スロープ付きとすること。 ・4名程度が同時に使用できるものとする。 ・利用者の特性に応じたものとする。
洗面所	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニットごとに2室設置すること(10名ごとに1室利用)。 ・各人のコップ等を置けるスペースを確保すること。 ・居室のある階ごとに設けること。 ・利用者の特性に応じたものであること。
便所	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニットごとに2室設置すること(10名ごとに1室利用)。 ・適宜和式便座も設置すること。 ・居室のある階ごとに設けること。 ・利用者の特性に応じたものであること。
保健(静養)室	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニットごとに1室設置すること。
多目的スペース	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニットごとに1室設置すること。
スタッフステーション	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニットごとに1室設置すること。 ・ユニットの入口部分に配置すること。
スタッフ休憩室・仮眠室	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニットごとに1室設置すること。 ・スタッフステーションに隣接して配置すること。
洗濯・乾燥室	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニットごとに1室設置すること。
訓練・作業室	<ul style="list-style-type: none"> ・15名程度で利用する室を4室以上設置すること。 ・専ら,本施設が提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの用に供するものであること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練又は作業に支障がない広さを有すること。 ・訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。
厨房	<ul style="list-style-type: none"> ・ドライ仕様とすること。
相談室	<ul style="list-style-type: none"> ・室内における談話の漏洩を防ぐための間仕切り等を設けること。
多目的ホール	<ul style="list-style-type: none"> ・集会，運動，音楽療法等に活用可能なものとし，地域交流スペースとして，入所施設利用者，通所施設利用者以外に市民にも開放できる位置に配置すること。
玄関	<ul style="list-style-type: none"> ・入所施設利用者，通所施設利用者，職員それぞれに専用出入口を設けること。
その他諸室	<ul style="list-style-type: none"> ・施設長室，応接室，事務室，医務室，静養室，書庫，会議室（2室），職員用更衣室（男女別），ボランティア室，洗濯・乾燥室，倉庫（リネン，消耗品），機械室，非常用食品倉庫，給湯室，職員便所，機械浴室，食堂（30名（生活介護通所部門20名，職員等10名）），理美容室，更衣室（生活介護通所部門20名（男女別））等を設置すること。

< 共同生活介護（ケアホーム） >

室名	要求性能
居室	<ul style="list-style-type: none"> ・一の居室の定員は，1名とすること。 ・一の居室の面積は，収納設備等を除き，7.43㎡以上とすること。
その他諸室	<ul style="list-style-type: none"> ・居間（台所），便所，倉庫，浴室（脱衣室も含む。），玄関，洗面，スタッフルーム，予備室等を設置すること。

ウ 備品に関する要求事項

事業者は，本施設を運営するために必要な備品を調達・設置すること。参考として必要と想定される備品を次に示す。

設置場所	参考備品名
居室	ベッド，ロッカー，カーテン，照明，寝具(ケアホームは除く。)，エアコン，収納庫 等
食堂・居間	テーブル，椅子，テレビ 等
保健（静養）室	診察ベッド，冷蔵庫，保管庫 等
多目的スペース	テーブル，椅子 等
スタッフステーション	机，椅子，パソコン，プリンタ，冷蔵庫，保管庫 等
洗濯・乾燥室	洗濯機 等
訓練・作業室	ワークベンチ，椅子 等
厨房	オーブン，回転釜，炊飯器，ガス台，スライサー，洗米機，冷蔵庫，冷凍庫，食器洗浄機，シンク，調理台 等
相談室	テーブル，椅子 等
多目的ホール	テーブル，椅子，ホワイトボード，演台 等

施設長室	机，椅子，ロッカー，本棚 等
応接室	応接セット 等
事務室	机，椅子，パソコン，プリンタ，コピー機，保管庫，金庫，プロジェクター 等
医務室，静養室	ベッド，机，椅子，患者用椅子，調剤台，パソコン，保管庫，冷蔵庫 等
会議室，支援員室	テーブル，椅子，保管庫 等
ボランティア室	机，椅子，保管庫，テーブル，椅子 等
機械浴室	機械浴 等
食堂	テーブル，椅子 等
理美容室	理美容椅子 等
その他	送迎用車両，事務用車両 等

エ その他要求事項

- ・ 空調は個別管理とすること。
- ・ 災害時に利用者全員が集まれるスペースを確保すること。
- ・ 避難のしやすさを考慮すること。
- ・ 十分な庭（オープンスペース）を確保すること。
- ・ 駐車スペースは100台程度を基本とし，職員やイベント開催時の来訪者の利便性と十分なオープンスペースの確保に配慮した上で，適切な台数とすること。
- ・ 既存建物は，全て解体・撤去すること。
- ・ 仮設建物を建設することなく，建物を順次建設すること。
- ・ 個室のうち2室は，将来的に強度行動障害者事業が必要となった場合に対応可能なものとする。
- ・ 廊下幅は1.5m以上とすること。但し，中廊下の幅は，1.8m以上とすること。
- ・ 廊下の一部の幅を拡張すること等により，利用者，職員等の円滑な往来に支障がないようにすること。
- ・ 職員にとって効率的・効果的なサービスの提供が可能となる配置，動線とすること。
- ・ 本施設と地域の特徴を踏まえ，地域生態系の保全や施設周辺の環境への影響に配慮した施設とすること。
- ・ 地震等の自然災害発生時や非常時における安全性の高い施設とする他，火災時の避難安全対策，浸水対策等に十分留意すること。
- ・ 施設の耐久性の向上や長寿命化，建設副産物の発生抑制，再使用及び再生利用，エコマテリアルの活用，省エネルギー・省資源化，自然エネルギーの利用，壁面や屋上緑化など，ライフサイクルコストや環境負荷の低減に配慮すること。
- ・ 将来状況の変化に対応した柔軟な運営が可能となるよう，フレキシビリティに配慮した施設とすること。

5 建替条件

本事業は現地で建替を予定しているため、以下の条件に留意し、適切な建替計画を立案し、実施すること。

- ・ 利用者への影響が最小限になるよう留意すること。
- ・ 新施設完成前に既存施設の一部を解体することは認めるが、建替期間を通じ、2に示す施設規模(ケアホーム供用前は施設入所支援で100名)が確保できる計画とすること。なお、解体に伴う利用者の施設内移動は、選定事業者と協議の上、組合が実施する。但し、利用者の施設内移動については、同時期に行う計画とすること。
- ・ 既存施設内の備品等は、必要に応じて新施設にて使用することができる。新施設で必要でない備品等については、選定事業者の責任で撤去・廃棄すること。

6 施設整備業務に関する要求事項

(1) 業務内容及び水準

ア 事前調査及び関連業務

選定事業者は、本施設の整備にあたり必要となる以下の調査業務を行う。業務に当たっては、関係法令を遵守するほか、既存施設利用者の生活環境に十分配慮すること。

イ 設計業務及び関連業務

選定事業者は、本施設の整備に係る基本設計、実施設計及びこれらに付随する関連業務を行うものとする。業務の遂行にあたっては、適宜組合への報告を行うなど、業務進捗及び業務品質の管理を適切に行うこと。

ウ 建設業務及び関連業務(外構工事を含む。)

選定事業者は、事業に供する建築物本体工事のほか、インフラの整備、敷地の整地や必要に応じ造成及び公共施設の設置を含み、敷地内全ての建設工事を行うものとする。業務の実施にあたっては、安全確実に各種関係法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守すること。また、工事は工期内に安全に行うこと。

エ 既存施設解体業務

選定事業者は、各種関係法令を遵守し、「5 建替条件」を遵守した上で、自らの提案に基づき、適切な時期に、既存施設について除却解体を行うこと。

オ 工事監理業務

選定事業者は、建築基準法第5条の4に規定される工事監理者を配置し、工事監理を行うこと。工事監理業務の内容は、「民間(旧四会)連合協定・建築監理業務委託書」に示された業務とする。

カ 備品調達・設置業務

選定事業者は、本施設の運営に必要な備品等を効率的に調達、搬入、設置すること。

キ 周辺家屋影響調査及び近隣対策業務

選定事業者は、周辺家屋調査等、必要となる調査を実施するとともに対策を行うこと。

ク 電波障害調査及び対策業務

選定事業者は、電波障害調査等、必要となる調査を実施するとともに対策を行うこと。

ケ 各種申請等業務

選定事業者は、本施設の施設整備業務に関し必要となる一切の申請等業務について、自己の責任及び費用において実施するものとする。業務の実施にあたっては、設計企業と綿密に連絡及び協議を行い、不備のないよう留意すること。

選定事業者は、施設の供用開始前までに、施設運営に必要な各種検査を完了すること。なお、検査の実施にあたっては、書面により組合に事前に日時及び検査内容等を通知するものとし、組合は必要に応じこれに立ち会うものとする。

第4 施設の維持管理・運営に関する基本的考え方

1 運営基本方針

みどり園においては、平成22年度の運営基本方針として、以下の基本理念、運営方針及び重点事項を定めている。

選定事業者においても、これらの運営基本方針を踏まえ、事業期間を通じて維持管理・運営を行うこと。

(1) 基本理念

みどり園は、「ノーマライゼーション理念」を基本に踏まえ、知的障害者の指定障害者支援施設として、次の基本理念に基づきサービスを提供していく。

- ア 利用者一人ひとりがかげがえのない存在として、生命、健康を守り、個性を理解し、その人らしく豊かに生活していけるよう支援する。
- イ 利用者の権利擁護を常に念頭に置き、利用者の自主性と自己決定を尊重するとともに、適切な配慮により自律的生活が営まれるよう支援する。
- ウ 利用者が地域の文化に触れ、様々な資源の活用を促すことにより、地域の一員として尊厳ある生活が実現できるよう支援する。
- エ 地域社会との交流と連携を深め、「地域に信頼され、親しまれる施設」を目指し、三市の施設として地域福祉のニーズに積極的に応える。

(2) 運営方針

- ア 重度障害者の施設として利用者を常に中心に捉え、利用者のニーズの多様化や利用期間の長期化、重度化、高齢化等、様々な課題の改善に向けた積極的な取り組みを展開する。
- イ 利用者一人ひとりの状態や課題を適切に捉えるとともに、利用者の意向を把握した施設支援計画に基づく支援の充実を図り、サービスの向上と自立支援に努める。
 - (ア) 利用者一人ひとりの個別性を重視した支援
 - (イ) 利用者ニーズの尊重（利用者中心）
 - (ウ) 利用者を生活者として捉える（QOLの向上）
 - (エ) 自己決定の尊重と利用者自身が問題解決能力をつける自立支援（エンパワメント）
 - (オ) 利用者の権利擁護（アドボカシー）
- ウ 障害者自立支援法に基づくサービスを展開するために、支援の充実と支援体制の強化を図る。職員一人ひとりが、資質向上を図り、それぞれの責務を自覚するとともに、緊密な連携と協力により、みどり園が一丸となり、サービス提供事業者として質の高いサービスの提供を目指す。
- エ 「みどり園民営化基本方針」に基づき、利用者定員を80名に縮小させることを目標とすることから、止むを得ない場合を除き新規入所を抑制する。
- オ 施設運営においては、常に業務改善を行うとともに、経費の節減を図り、経営の効率化に努める。

(3) 重点事項

ア 利用者へのきめ細かな対応

(ア) サービス管理責任者を中心に、利用者一人ひとりの心身の状況、生活全般、健康管理、作業、地域生活移行等のアセスメントを的確に行ない、利用者、家族等の意向を勘案した上で、個別支援計画を作成し、支援の目標や内容・方法を明確にする。また、支援の実施状況を把握し、必要に応じて見直しをし、集団管理の弊害を極力排除し、個性を重視した支援を行う。

(イ) 自治会や本人部会の活動を継続・充実し、利用者の意見や希望を事業・行事等に反映させる。

イ 地域生活移行訓練の実施

(ア) 長年みどり園での施設生活しか経験のない利用者が、実際に地域での生活を体験し選択の幅を広げる機会とする。

(イ) 地域生活移行に不安を持つ家族等への具体的理解を得て地域生活移行を図る。

ウ リスクマネジメントへの対応

利用者にサービスを提供する過程で発生する事故や、事故に至らなかったものの「ヒヤリ」「ハット」する事態の発生を防止、解消する体制を確立し、安全なサービスの提供に資する。

2 基本事項

維持管理・運営業務においては、「障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」、「障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について（障発第 0126001 号 平成 19 年 1 月 26 日、一部改正 障発第 0331033 号 平成 21 年 3 月 31 日）」、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（障発第 1206001 号 平成 18 年 12 月 6 日、一部改正 障発第 0331032 号 平成 21 年 3 月 31 日）」及び「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（障発第 131001 号 平成 18 年 10 月 31 日、一部改正 障発第 0331041 号 平成 21 年 3 月 31 日）を遵守すること。

支援体制の要求事項は次の表に示すとおりとし、この他、必要に応じて事務職員等を配置すること。また、夜間勤務体制については、「障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について」の第三、1、(1) アの規定に留意すること。

障害福祉サービス事業	項目	要求事項
生活介護	人員配置体制加算	人員配置体制加算()2:1以上
	福祉専門職員配置等加算	事業者の提案による
	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	事業者の提案による
短期入所	栄養士配置加算	事業者の提案による
施設入所支援	夜勤職員配置体制加算	生活介護の人員に含める
	夜間看護体制加算	事業者の提案による
	栄養士配置加算	常勤の管理栄養士又は栄養士1人以上
	重度障害者支援加算	事業者の提案による
共同生活介護	共同生活介護サービス費	共同生活介護サービス費()5:1以上
	福祉専門職員配置等加算	事業者の提案による
	夜間支援体制加算	1人以上
	重度障害者支援加算	事業者の提案による

管理者(施設長)、サービス管理責任者等の兼務は、事業者の提案による。

選定事業者は、利用者に対して現行のサービス水準を低下させることのないよう、次の運営業務を行うこと。

(1) 障害者支援施設

障害者自立支援法第5条第12項に規定する障害者支援施設を設置し、以下の支援及びサービスを行うとともに、職員の配置を行うこと。

ア 生活介護

- (ア) 障害者自立支援法第5条第6項に規定する生活介護を実施すること。
- (イ) 利用者の定員は、100名とすること。

イ 施設入所支援

- (ア) 障害者自立支援法第5条第11項に規定する施設入所支援を実施すること。
- (イ) 利用者の定員は、80名とすること。

ウ 短期入所

- (ア) 障害者自立支援法第5条第8項に規定する短期入所を実施すること。
- (イ) 利用者の定員は、5名とすること。

(2) 共同生活介護

障害者支援施設の機能、職員等を活用して、次の障害福祉サービスを行うとともに、職員の配置を行うこと。

- ア 障害者自立支援法第5条第10項に規定する共同生活介護を実施すること。

イ 利用者の定員は、20名とすること。

ウ 共同生活介護の事業を行う事業所に置くべき職員及びその員数は、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準」及び「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」のうち共同生活介護に係るものの規定を遵守すること。

(3) 提案事業

選定事業者は、運營業務の実施に支障が生じない限りにおいて、本施設の機能，職員等を活用して、提案により地域において日常生活を営む障害者等への支援を行う事業を、選定事業者の独立採算により実施することができる。但し、提案事業の実施は任意であり応募に当たり提案しないことも可能とする。

提案事業の実施について、千葉県等の関係機関との事前調整が必要なものについては、応募者の責任と費用において実施するものとする。

3 施設維持管理の要求性能

(1) 施設維持管理業務の内容

選定事業者は、本施設が安全，確実に使用できるよう次の保守管理，警備，及び清掃を行う。

業務名	業務内容
清掃業務	・ 建物内部の日常，定期清掃 ・ 建物外部の日常，定期清掃
建物保守管理業務	・ 建物，駐車場の保全・修繕
建築設備保守管理業務	・ 電気・空調・給排水衛生設備の運転。監視，点検，保全，修繕等 ・ 防災・防犯設備等の保全業務
備品保守管理業務	・ 備品の点検，保守，修繕
植栽・外構施設保守管理業務	・ 外構部分の清掃・植栽管理
警備業務	・ 施設内・駐車場警備

(2) 施設維持管理業務の要求事項

ア 故障や不具合が発生した後に修繕・改修を行う事後保全ではなく，計画的に予防保全を実施すること。

イ 清掃については，業務計画を作成し，その計画に基づき，日常的な清掃・定期的な清掃を実施し，常に衛生的で快適な生活空間を確保する。

ウ 建物，設備については，法令等に定められた事項のほか，点検・保守管理計画を作成し，その計画に基づいて定期的に点検・保守管理を実施し，必要に応じ修理し，建物・設備機械の安全性や本来機能を維持する。

エ 建物・設備機械は，専門業者による定期点検を実施する。

- オ 備品等の故障・破損等には，適宜修理・修繕を行い，安全性や本来機能を維持する。
- カ 外構については，危険箇所や修繕箇所の点検を行い，安全で快適な環境を保ち，施設の本来機能が発揮できる状態に保つ。
- キ 草木等植栽物は定期的な点検・管理を行い，病虫害の発生予防や美観・安全の保持に努める。
- ク 警備業務計画を作成し，適切な警備方法の組合せにより，施設の保全と敷地内の防犯・防災に努める。

4 運営の要求性能

(1) 運営業務の内容

選定事業者は，運営基本方針のもと，国の基準を下回ることはないよう，次のアからエに示す運営業務を行う。このため，障害者支援施設及び共同生活介護における従業員の夜間勤務体制は，いわゆる夜勤体制とする。

ア 庶務事務

業務名	業務内容
人事・給与・労務管理	・ 職員の人事，研修，給与，服務，福利厚生等
予算管理事務	・ 予算・補助金事務
用度事務	・ 事務用備品・消耗品類の購入
連絡調整	・ 保護者との連絡調整 ・ 嘱託医師及び医療機関との連絡調整
文書收受・管理・廃棄	・ 文書の收受，保存管理及び廃棄
物品購入	・ 一般備品等の購入
緊急対策	・ 防災計画策定，訓練実施，防災委員会開催
広報・図書等	・ 広報紙の編集発行・図書管理・施設利用受付等
その他庶務	・ その他庶務事務

イ 給食業務

業務名	業務内容
栄養管理業務	・ 献立の作成 ・ 食数の指示・管理 ・ 食札の作成 ・ 給食委員会の開催・調整
調理作業管理業務	・ 調理・盛付け ・ 配膳・下膳 ・ 食器洗浄消毒 ・ 管理点検記録の作成・確認
材料管理業務	・ 給食材料の調達 ・ 給食材料の検品 ・ 給食材料の保管・在庫管理

	<ul style="list-style-type: none"> 給食材料の使用状況の確認 給食材料の出納事務，支出調整 予算管理
労務管理業務	<ul style="list-style-type: none"> 勤務表の作成 業務分担・従事者配置表の作成
給食施設等管理事務	<ul style="list-style-type: none"> 給食施設・設備の保守点検 調理器具・食器等の保守点検 厨房内清掃
衛生管理業務	<ul style="list-style-type: none"> 給食材料・施設・設備（調理器具・食器等）の衛生管理
食事支援業務	-

ウ 洗濯業務

業務名	業務内容
リネン回収業務	-
リネン洗濯業務	-
リネン配布業務	-
リネン以外洗濯業務	-

エ 利用者支援業務

業務名	業務内容
生活介護・施設入所支援・短期入所	<ul style="list-style-type: none"> 個別支援計画の作成 生活全般支援 日中活動支援 余暇支援 利用者の保健衛生・健康管理 利用者の金銭出納管理 日常生活上の相談支援 地域交流・ボランティア活動等
共同生活介護（ケアホーム）	<ul style="list-style-type: none"> 共同生活介護計画の作成 生活全般支援 日中活動事業者との連絡調整 余暇活動 日常生活上の相談支援 利用者の保健衛生・健康管理 利用者の金銭出納管理

(2) 運営開始前の要求事項

ア 運営開始準備

- (ア) 運営開始準備計画を作成し，運営開始日の1年前までに組合の承諾を受けること。
- (イ) 運営規程，事業計画及び各種マニュアル等を作成し，運営開始の3か月前までに組合に提出すること。

イ 運営引継業務

選定事業者は，運営引継期間における業務の実施に当たり，利用者の生活の継続性を保つとともに，次の点に留意すること。

- (ア) 運営引継期間におけるみどり園の利用者について，本人の希望がある場合は，原則として事業者が支援を行うこと。
- (イ) 運営引継計画を，組合が作成する引継書に基づき作成し，運営開始日の3か月前までに組合の承諾を受けること。
- (ウ) 利用者引継計画を作成し，運営開始日の1か月前までに組合に提出するとともに，運営開始日の前日に完全かつ迅速に組合からの利用者の引継ぎを受けること。
- (エ) 事前に職員を雇用，派遣し，現利用者に係る引継ぎ及び研修等を行うとともに，運営引継期間中，業務の遂行に関する指示，職員の配置その他の管理を事業者自らが行うこと。
- (オ) 運営の引継ぎに当たっては，利用者の日常生活に支障がないよう十分配慮すること。
- (カ) 運営引継業務の指揮監督・総括責任者として業務全般を把握し，職員の指揮監督を行う運営引継業務責任者を設置すること。
- (キ) 運営引継業務責任者は，組合との連絡調整に当たるとともに，運営引継業務の全てについて業務内容，業務実施時間（始業及び終業の時刻，休憩時間，休暇，労働時間の延長等を含む。），遂行手順，連絡体制，トラブル発生時の対応方法等の事項について，書面にて職員に対し具体的に指示を行うこと。

(3) 支援体制に関する要求事項

本施設においては，重度の障害を有する利用者が多く，また，利用者の高齢化が進んでいることから，1対1の支援が必要な場合が多い。そのため，現在，利用者1.7名に対して支援員1名の体制になっている。生活支援員は，早勤，遅勤，夜勤，日勤の4交代制で，24時間体制の支援を実施している。

選定事業者においても，適切な福祉サービスの提供に当たるよう，第4，2に示す要求事項を前提に，国の基準にかかわらず，十分な職員数を確保するとともに，24時間体制の支援を行うこと。なお，4交代制は条件ではなく，選定事業者の提案により適切な支援体制を確保すること。

国の基準を超える支援体制を確保することによって，自立支援給付費，施設利用料等の利用料収入を運営業務に係る費用が上回る場合は，事業期間中上回る額を事業契約書に定める額として，組合が選定事業者に支払うものとする。

また，確保すべき支援体制及びサービス水準については，定期的に組合と事業者が協議のうえ見直しを行う。

なお、参考として平成22年4月現在の利用者101名に対する支援体制を次に示す。

職 種	人 数 (人)
園 長	1
副園長	1
生活支援員	70 (21)
看護師	1
栄養士	1
事務員	3(1)
業務員	1
計	78 (22)

()内は再任用，臨時職員であり，内数。

職員のうち，サービス管理責任者は4人（うち1人は専任）。

生活支援員には，地域生活移行訓練ホームみどりの家（地域生活移行担当）の生活支援員6人（臨時職員4人）を含む。

他に嘱託医1人。

(4) その他の要求事項

ア 事業期間を通じ，現在の構成市別利用者割合を維持することを基本とし，新規入所等については，組合及び構成市と協議の上，決定すること。

イ 苦情解決体制については，第三者委員を設置すること。

ウ サービスの自己評価，自己点検を実施し，結果を公表するとともに第三者評価についても積極的に取り組むこと。

エ 事故等の未然防止，事故・災害発生時の被害最小化・早期復旧等の緊急対応に係るマニュアルを整備するとともに，事故等が発生したときは，速やかに組合及び関係機関等に報告すること。また，施設賠償責任保険等に参加し，施設内における事故等へ適切に対応すること。

オ 避難訓練等は月に1回は実施すること。

専門的知識や技術の系統的な取得等を目的に，施設内，施設外の研修を実施し，職員の資質向上に努めること。

キ 自然な形で利用者相互のコミュニケーションが図られるよう支援するとともに，職員と利用者の良好なコミュニケーションをとおして，利用者の心身の状況，個性，ニーズ等を具体的に把握すること。

ク 利用者の自己実現に向け，保護者会と良好かつ緊密な連携を図り，利用者への配慮及び支援を行うこと。

(5) 事業期間終了後の措置

ア 選定事業者は，事業期間終了の3年前を目途に事業期間終了後の措置について，組合と協議を開始するものとし，事業終了2年前を目途に選定事業者が設置（経営）主体と

して事業を実施するかどうかを決定する。

イ 組合との協議により、事業期間終了後に選定事業者以外のもの（以下、次期運営者という。）が本施設を運営することとなった場合は、次期運営者に対して十分な引継ぎを行うこと。引継ぎの詳細については、組合及び次期運営者との協議による。

ウ 選定事業者は、事業期間終了後の本施設の運営方法によらず、事業期間終了時において、施設の全てが本要求水準書で提示した性能及び機能を発揮でき、著しい損傷が無い状態で組合へ引継げるようにすること。性能及び機能を満足する限りにおいて、経年による劣化は許容するものとする。

エ 選定事業者は、事業期間終了にあたり、組合と協議の上日程を定め、組合の立会いの下にウの状態の満足について組合の確認を受けることとし、組合からの是正要求がある場合は、選定事業者の責任及び費用において適切な修補を行うものとする。